

茨城県中央環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

令和6年4月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、複数年度にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもののうち、規則で定めるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があると認められるもののうち、規則で定めるもの

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。